

平成 30 年 1 月 14 日
香 川 県

高病原性鳥インフルエンザにかかる防疫措置の完了について

香川県で発生した高病原性鳥インフルエンザの防疫措置が完了(※)しましたので、以下のとおりお知らせします。

(※)防疫措置の完了とは、農林水産省の防疫指針に基づき、と殺、死体の処理、汚染物品の処理、家きん舎の消毒(1回目)がすべて完了していることを言う。

1 農場の概要

(1) 発生農場

所在地 : さぬき市

飼育状況 : 肉用鶏 約 5.1 万羽

(2) 疫学関連農場

所在地 : さぬき市

飼育状況 : 肉用鶏 約 4 万羽

2 防疫措置の完了 1月14日(日)

- 1月12日(金) 殺処分終了
死体の処理(ペール缶への密閉)終了
- 1月14日(日) 汚染物品の処理終了
鶏舎の消毒(1回目)終了

3 今後の予定

- 1月25日(木)以降 清浄性確認検査実施
(防疫措置終了後10日間が経過後)
- 陰性が確認され、その間、移動制限区域(発生農場の半径3km圏内の区域)及び搬出制限区域(発生農場の半径3~10km圏内の区域)で新たな発生が認められなければ、搬出制限区域を解除することとなります。

4 その他

- (1) 我が国ではこれまで家きん肉、家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した例は報告されていません。
- (2) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いします。
- (3) この度の防疫措置にあたり、県民の皆様及び関係各位の多大な御協力を頂きましたことを、略儀ながら御礼申し上げます。

お問い合わせ先

所属：香川県農政水産部畜産課

担当：田淵、田中、真壁

TEL：087-832-3427

FAX：087-806-0204